

○道路占用料 新単価表 令和7年4月1日から道路占用料が下表のとおり改正されます。

占用物件の種類		単位	旧単価	新単価	占用物件の種類		単位	旧単価	新単価	
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	598	655	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1日	49	48	
	第2種電柱		919	1,006		その他のもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1月	496	488	
	第3種電柱		1,240	1,357		看板(アーチであるものを除く。)	表示面積1m <sup>2</sup> につき1月	496	488	
	第1種電話柱		534	585		その他のもの	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	4,964	4,887	
	第2種電話柱		855	936		標識	1本につき1年	855	936	
	第3種電話柱		1,176	1,287		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	49	48
	その他の柱類		53	58		その他のもの	1本につき1月	496	488	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	5		幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる物件)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	49	48
	地下に設ける電線その他の線類		3	3		その他のもの	その面積1m <sup>2</sup> につき1月	496	488	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	524	573		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,964	4,887
	地下に設ける変圧器	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	320	351		その他のもの	その他のもの	1基につき1月	2,482	2,443
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,069	1,170			占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	Aに0.039を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	
	郵便差出箱及び信書差出箱		449	491				Aに0.039を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	
	広告塔	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	4,964	4,887			占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	496	488	
	その他のもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	1,069	1,170				106	117	
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22	24	道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32	35		上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48	52		その他のもの		Aに0.039を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		64	70		建築物		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		96	105		その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		128	140		建築物		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		224	245		その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		320	351		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
	外径が1メートル以上のもの		641	702		上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
道路法第32条第1項第3号に掲げる工作物	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	3	3	道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	その他のもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	
	地下に設けるもの		10	11		道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	
	その他のもの							Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	855	936		トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの	上空に設けるもの	534	585		上空に設けるもの		Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	
		地下に設けるもの	320	351		その他のもの				
	その他のもの		1,069	1,170						
道路法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	1,069	1,170	※Aは近傍類似の土地の時価を表すものとする。					
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年			
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額				
	上空に設ける通路				2,482	2,443				
	地下に設ける通路				1,489	1,466				
	その他のもの				1,069	1,170				